提出方法について

電子データ（eLTAX または光ディスク）による給与支払報告書の提出義務基準が引き下げられます！

令和９年１月以降に提出する給与支払報告書から、前々年（基準年）の提出枚数が 100 枚以上から 30 枚以上に変更されます。

※四国中央市では eLTAX による提出を推奨しています。

１．提出要領について

【提出先】

令和９年１月１日現在（令和８年中に退職した方は、退職した日）**居住する**市区町村長あてにそれぞれ提出してください。

提出期限
令和９年 2/1 必着

【四国中央市へ提出する場合】

◆提出方法◆（Ⅰ・Ⅱのいずれかの方法でご提出ください）

Ⅰ：ｅＬＴＡＸ（電子送信）もしくは光ディスク（ＣＤ－Ｒ等）　（推奨）

Ⅱ：紙媒体　※正本１部のみで構いません

◆提出先（光ディスクまたは紙媒体）◆

四国中央市役所　税務課（愛媛県四国中央市三島宮川４丁目６番 55 号）

TEL：0896-28-6009

※四国中央市庁舎以外（川之江窓口センター、土居窓口センター、新宮窓口センター）へは提出（受領）できません。

※書面で提出される場合は、別紙１「普通徴収申請書」の「２．普通徴収とする場合の手続きについて」を参考にご提出ください。

２.「総括表」及び「給与支払報告書」について

◆ 総括表及び給与支払報告書の様式は、四国中央市ホームページの「各種様式ダウンロード」からダウンロードできます。

※市役所税務課、各庁舎市民窓口センターでも配布しています。

各種様式ダウンロード

◆ ご提出いただく前に、**「令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」**※1、**「源泉所得税の改正のあらまし」**をご確認いただき、**記入漏れがないようお願いいたします。**
（**特に、「⑩～⑬扶養親族の数や障害者の数」と「㉒㉔扶養親族の氏名の数」が一致するよう**、記入をお願いいたします。）

手引き　　あらまし

※１　手引き１ページ目の上段に「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の提出範囲」が記載されておりますが、**市への給与支払報告書の提出は支払金額に関わらず、給与の支払があった方全員**が対象です。

◆ **当市へ報告する人員が０人の場合**は、総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。お送りした**総括表は破棄**していただくようお願いいたします。

◆ 令和８年中に退職した方の総括表及び給与支払報告書も必要です。

３．給与支払報告書の提出後に変更が生じた場合について

◆ 内容に訂正がある場合や、個人別明細書を追加で提出する場合は、総括表※2１枚及び個人別明細書１枚※3を再提出してください。**（電話連絡のみは不可）**

※２　訂正（追加）して提出する人数のみを記載し、総括表の余白に朱書きで「訂正分」（「追加分」）と記入してください。
※３　摘要欄に朱書きで「訂正分」（「追加分」）と記入してください。